

2025年日本国際博覧会 ICT基本計画策定業務委託事業者公募 質問と回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1		契約書（案）を提示してもらいたい。	以下を参照ください。 ・ 契約書案 ・ 著作権に関する特約条項
2	■仕様書 2 目的	今回の「ICT基本計画策定業務」と後続に想定される「会場の情報基盤やEXPO提供サービス等それらのプラットフォームとなる共通基盤の設計・開発業務」との関係性についてご教示ください。	今後のICT関連業務については、本委託の成果を踏まえて検討を進めていくため、現時点でお答えできることはありません。
3		今回の基本計画策定業務の選定を受け、受注した企業は、今後貴協会が発注するICT関連業務の参加に制約が出てくるのでしょうか。	本委託の受注を理由とした制約はありません。
4	■公募要領 9 契約手続きについて	契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。 誓約書についてはフォーマットのご提示がございませんが、審査後に貴協会よりご提示いただける認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
5	■公募要領 6 応募にかかる事項	応募書類一式の提出につきまして、6月1日時点で緊急事態宣言が解除されていた場合、6月1日の17:00までに貴協会へ直接持参した書類をご受理いただくことは可能でしょうか。	応募にかかる書類の提出方法は郵送のみです。2020年6月1日（月）までの消印があるものを有効としています。なお、併せて必ず、受付期間中に電子メールで応募書類のデータを当該企画提案公募担当まで送信してください。
6		大阪・関西万博のICTについては、将来的に各種基盤設備やシステム構築等について民間企業等に委託することになると考えます。本調査業務を受託した場合、将来のICT関連の受託に制限が生じる可能性はございますでしょうか。なお、本調査業務の受託とは、主たる提案者及び、共同提案者の構成員、再委託先の全てを含みます。	本委託の受注を理由とした制約はありません。